

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 海外視察研修派遣事業業務委託（香港・マカオ）（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

県内企業の関心の高い国・地域に視察研修団を派遣し、参加者が日本とは大きく異なるビジネス環境に触れ、新たな刺激を受けることで、海外ビジネス等に必要なグローバル感覚を磨くとともに参加者同士のネットワーク構築を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

(4) 予算額

7,527,320円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（本業務に係る予算規模であり、契約に係る予定価格を示すものではない。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年6月27日（木）午後5時00分【必着】

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年7月1日（月）午後5時00分【必着】

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年7月2日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

（公財）ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター

② 提案書提出期限

令和6年7月4日（木）午後5時00分【必着】

③ その他

ア 企画提案書類の差替えは、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 企画提案書類を取り下げの場合は、取り下げ願い書（様式③）を提出するものとする。

なお、企画提案書類提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書（様式③）を提出するものとする。また、取り下げ願い書（様式③）の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 提出期限までに企画提案書類を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施場所：(公財) ひろしま産業振興機構 (以下「本財団」という。)

② 実施日時：令和6年7月10日(水)(予定)

(日時等の詳細は、提案者ごとに別途通知する。)

③ 時間：1 提案者当たりの説明時間は25分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内

質疑応答：5分以内

※なお、本財団が別途公告している公募型プロポーザル「令和6年度海外視察研修派遣事業業務委託(ベトナム)」にも参加する場合は、併せて25分以内とする。

④ 出席者：1 提案者当たりの参加者は2名までとする。

⑤ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書類の内容とし、追加資料の配布は認めない。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

公募型プロポーザル参加資格確認申請書	(様式①)
会社概要説明書	会社パンフレット
第1種旅行業者登録	第1種旅行業者登録に関する書類(写し)
電子データの保存等に関する申出書	(様式④)

② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(7) 公募型プロポーザル参加資格を有しないとされた者に対する理由説明等について

① 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知において、参加資格を有しないとされた者は、本財団国際ビジネス支援センターに対してその理由説明を求めることができる。

② この説明を求める場合は、令和6年7月2日(火)午後5時00分までに、その旨を電子メールにより申し出ること。

【送付先アドレス】s-kokusai@hiwave.or.jp

(8) 仕様書等について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。

その際、件名を、「令和6年度 海外視察研修派遣事業業務(香港・マカオ)についての質問」とし、メール送信後、本財団国際ビジネス支援センターへ電話により着信の確認を行うこと。

【送付先アドレス】 上記(7)②のとおり

【電話】 (082) 248-1400

- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、本財団国際ビジネス支援センターに対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和6年7月16日（火）までに、その旨を電子メールにより申し出ること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和6年7月17日（水）までに、書面により行う。
- (10) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとするが、受注者の請求により必要があると認められるときは、委託料の一部を前払することができる。ただし、参加者に係る費用については、受注者において行う。
- (11) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とする。
- (14) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
- 公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
- 本財団財務規程及び契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約の締結
- 最優秀提案者と提出された企画提案書類を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本財団の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書類の内容等を一部変更する場合がある。
- また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、企画提案評価が次点の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 業務委託契約書（案）及び個人情報取扱特記事項
- 仕様書
- 企画提案書類作成要領
- 企画提案評価基準
- 本説明書に定める様式類
 - 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式①）
 - 仕様書等に対する質問書（様式②）
 - 取り下げ願い書（様式③）
 - 電子データの保存等に関する申出書（様式④）

【問い合わせ先】

(公財) ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター
担当 石橋
電話 082-240-1400